

境界確認の現地立会い（一筆地調査）

＜立会日の通知＞

○ 境界確認の現地立会いの個別通知

- (1)対象の土地ごとに、事前に決めた立会日時を記載した通知を個別に発送いたします。日時については、原則、平日でお願いしたいと思っておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。
- (2)通知の発送は、令和7年9月上旬を予定しています。
- (3)境界確認の現地立会いは、令和7年10月～11月の間で実施を予定しています。

＜当日の流れ＞

1 集合場所にて受付

【集合時間】 午前の部 9：00、午後の部 13：30

- (1)集合時間までに受付を行ってください。
尚、集合時間に間に合わない場合は事前にご連絡ください。
問合先：香芝市役所 公園道路管理課（TEL0745-44-3320）
その際に、ご連絡先（電話番号）を確認させていただきます。
- (2)代理人の方は、「委任状」の提出をお願いいたします。
- (3)法定相続人若しくは共有地の代表者の方は、「代表者選任届」の提出をお願いいたします。

2 受付後は、所有地付近又はご自宅で待機

- (1)受付後は、ご自身の所有地付近又はご自宅でお待ちください。
順番が来ましたら、順次お声掛けさせていただきます。

3 境界確認の現地立会い

- (1)境界確認の現地立会いは、1筆あたり約15分を予定しております。
（状況により所要時間が前後いたします。）
※調査は一筆毎に確認しますので、順番により多少待ち時間がございます。
数日にわたり立会いただく方におきましては、ご理解ご協力をお願いいたします。
- (2)現地立会いの順路については、当日の受付状況を確認し決定いたします。
- (3)現地立会い時に境界・地目及び合筆、分筆の希望を確認いたします。
（合筆・分筆が可能な土地の場合にはその都度、調査員が確認いたします。）
- (4)隣接者が欠席の場合は、仮杭（ペイント等）を設置します。後日、欠席された方に確認させていただきます。※意見の相違がある場合、改めて立会い日時の設定を行います。

4 地籍調査票に署名

- (1)境界確認の現地立会い終了後は、その場で地籍調査票に署名をしていただき、その場で解散となります。